

各 位

会 社 名 共同ピーアール株式会社 代表者名 代表取締役社長 谷 鉄也

(コード番号:2436)

問合せ先 専務取締役コーポレート本部本部長 西井 雅人

(TEL: 03-3571-5172)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月30日開催予定の当社第57期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2021年2月12日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年3月30日開催予定の当社第57期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。
- 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年3月30日 (火) 定款変更の効力発生日 2021年3月30日 (火)

以上

	* 「緑部は変更部分
現行定款	変更後
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第3条 <条文省略>	第1条~第3条 <現行どおり>
(機 関)	(機 関)
第4条 当会社は、株主総会 <u>および</u> 取締役のほ	第4条 当会社は、株主総会 <u>及び</u> 取締役のほ
か、次の機関を置く。	か、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3)監査役会</u>	<削除>
<u>(4)</u> 会計監査人	<u>(3)</u> 会計監査人
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条~第12条 <条文省略>	第6条~第12条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 13 条~第 19 条 〈条文省略〉	第13条~第19条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第20条 当会社の取締役は、9名以内とする。	第20条 当会社の取締役 (監査等委員である取
	締役を除く。)は、9名以内とする。
<新設>	② 当会社の監査等委員である取締役は、
	4名以内とする。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任	第21条 取締役は、監査等委員である取締役と
する。	それ以外の取締役とを区別して、株主総
	会の決議によって選任する。
② 取締役の選任決議は、議決権を行使す	② <現行どおり>
ることができる株主の議決権の3分の1以	
上を有する株主が出席し、その議決権の過	
半数をもって行う。	
③ 取締役の選任決議は、累積投票によら	③ <現行どおり>
ないものとする。	
第 22 条 <条文省略>	第22条 <現行どおり>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了	第23条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除</u>

現行定款

する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。

<新設>

<新設>

(代表取締役及び役付取締役)

- 第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって 取締役の中から選定する。
 - ② 取締役会の決議によって、取締役社長1 名を選定し、必要に応じ取締役会長、取締 役副社長各1名、専務取締役及び常務取締 役各若干名を選定することができる。ただ し、取締役社長は代表取締役でなければな らない。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。
 - ② 取締役社長に事故又は支障があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、こ

変更後

- く。) の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結の時までとす る。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、 選任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された 監査等委員である取締役の任期は、退 任した監査等委員である取締役の任期 の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役<u>(監査等委員である取締役を除</u>く。)の中から選定する。
 - ② 取締役会の決議によって、<u>取締役</u> <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> <u>の中から</u>取締役社長1名を選定し、必 要に応じ取締役会長、取締役副社長各 1名、専務取締役及び常務取締役各若 干名を選定することができる。ただ し、取締役社長は代表取締役でなけれ ばならない。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
 - ② <現行どおり>

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間

現行定款

の期間を短縮することができる。

② 取締役<u>及び監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

<新設>

第27条 <条文省略>

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役会の決議の目的である 事項について提案をした場合において、 当該提案につき取締役(当該事項につい て議決に加わることができるものに限 る)の全員が書面又は電磁的記録により 同意の意思表示をした場合には、当該提 案を可決する旨の取締役会の決議があっ たものとみなす。ただし、監査役が当該 議案について異議を述べたときはこの限 りではない。

(取締役会の議事録)

第 29条 取締役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項 は、議事録に記載又は記録し、出席した 取締役及び監査役がこれに記名押印又は 電子署名する。

第30条 <条文省略>

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の利 益(以下「報酬等」という)は、株主総 会の決議によって定める。

第32条~第33条 <条文省略>

変更後

を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6 項の規定により、その決議によって重要 な業務執行(同条第5項各号に掲げる事 項を除く。)の決定の全部又は一部を取 締役に委任することができる。

第28条 <現行どおり>

(取締役会の決議の省略)

第29条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領 及びその結果並びにその他法令に定め る事項は、議事録に記載又は記録し、 出席した取締役がこれに記名押印又は 電子署名する。

第31条 <現行どおり>

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第33~第34条 <現行どおり>

明 <i>行中</i> 兼	亦田 纵
現行定款	変更後
第5章 監査役及び監査役会	<削除>
(監査役の員数)	> NUBA >
第34条 当会社の監査役は、4名以内とする。	<削除>
(監査役の選任)	AND A
第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任	<削除>
<u>+3.</u>	
② 監査役の選任決議は、議決権を行使する	
ことができる株主の議決権の3分の1以上	
を有する株主が出席し、その議決権の過半	
数をもって行う。	
(監査役の解任)	
第36条 監査役の解任決議は、議決権を行使する	<削除>
ことができる株主の議決権の過半数を有す	
る株主が出席し、その議決権の3分の2以	
上をもって行う。	
(監査役の任期)	
第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了	<削除>
<u>する事業年度のうち最終のものに関する定</u>	
時株主総会終結の時までとする。	
② 補欠として選任された監査役の任期は、	
退任した監査役の任期の満了するときまで	
<u>とする。</u>	
(常勤の監査役)	
第38条 監査役会は、その決議によって監査役の	<削除>
中から常勤の監査役を選定する。	
(監査役会の招集通知)	
第39条 監査役会は、各監査役がこれを招集す	<削除>
<u>3.</u>	
② 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま	
でに各監査役に対して発する。ただし、緊	
<u>急の必要があるときは、この期間を短縮す</u>	
<u>ることができる。</u>	
③ 監査役全員の同意があるときは、招集の	
手続きを経ないで監査役会を開催すること	
<u>ができる。</u>	
(監査役会の決議方法)	

現行定款	変更後
第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めが	<削除>
ある場合を除き、監査役の過半数をもって	(1111/1)
行う。	
(監査役会の議事録)	
第41条 監査役会における議事の経過の要領及び	 <削除>
その結果並びにその他法令に定めがある事	
項は、議事録に記載又は記録し、出席した監	
査役がこれに記名押印又は電子署名する。	
(監査役会規程)	
第42条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款	 <削除>
のほか、監査役会において定める監査役会規	
	
第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ	<削除>
<u>て定める。</u>	
(監査役の責任免除)	
第44条 当会社は、取締役会の決議によって、監査	<削除>
役(監査役であった者を含む。) の会社法第	
423条第1項の責任を、法令の限度において	
免除することができる。	
② 当会社は、監査役との間で、当該監査役の	
会社法第423条第1項の責任につき、法令が	
定める額を限度として責任を限定する契約	
を締結することができる。	
<新設>	第5章 監査等委員会
	(常勤の監査等委員)
<新設>	第35条 監査等委員会は、その決議によっ
	て、常勤の監査等委員を定めることがで
	<u>きる。</u>
	(監査等委員会の招集通知)
<新設>	第36条 監査等委員会は、各監査等委員がこ
	れを招集する。
	② 監査等委員会の招集通知は、会日の
	3日前までに各監査等委員に対して発
	する。ただし、緊急の必要があるとき

現行定款	変更後
	は、この期間を短縮することができ
	<u> </u>
	③ 監査等委員の全員の同意があるとき
	<u>は、招集の手続きを経ないで監査等委</u>
	<u>員会を開催することができる。</u>
	_(監査等委員会の決議方法)
<新設>	第37条 監査等委員会の決議は、法令に別段
	の定めがある場合を除き、議決に加わ
	ることができる監査等委員の過半数が
	<u>出席し、その過半数をもって行う。</u>
	(監査等委員会の議事録)
<新設>	第 38 条 監査等委員会にける議事の経過の要
	領及びその結果並びにその他法令に定
	める事項は、議事録に記載又は記録
	<u>し、出席した監査等委員はこれに記名</u>
	押印又は電子署名する。
	(監査等委員会規程)
<新設>	第39条 監査等委員会に関する事項は、法令
	又は本定款のほか、監査等委員会にお
	いて定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>45</u> 条~第 <u>46</u> 条 <条文省略>	第 <u>40</u> 条~第 <u>41</u> 条 <現行どおり>
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第47条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査	第 42条 会計監査人の報酬等は、取締役社長
<u>役会</u> の同意を得て定める。	が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計 算	第7章 計 算
第 <u>48</u> 条~第 <u>51</u> 条 <条文省略>	第 43 条~第 46 条 〈現行どおり〉
<新設>	附則
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
<新設>	第1条 当会社は、第57期定時株主総会終結
	前の行為に関する会社法第 423 条第1項
	所定の監査役(監査役であった者を含
	む。)の損害賠償責任を、法令の限度に
	<u>おいて、取締役会の決議によって免除す</u>
	<u>ることができる。</u>

現行定款	変更後
平成19年3月28日 改定	<現行どおり>
平成21年3月27日 改定	
平成22年3月26日 改定	
平成23年3月29日 改定	
平成24年3月29日 改定	
平成28年3月30日 改定	
平成30年3月29日 改定	
平成30年5月29日 改定	
2020年3月26日 改定	
<新設>	2021年3月30日 改定
	以上